

ii. 市場・取引のインフラ及びルールの整備

1. 金融先物取引のあり方

(1) 基本的考え方

① 金融の自由化・国際化の進展を背景として、金融取引における金利や為替の変動リスクは従来以上に大きなものとなっている。金融先物取引は、それらのリスクに関して、異なるリスク選好を持つ経済主体間の取引を通じて社会全体として最適なリスクシェアリングの実現に資するものである。こうした観点も踏まえ、89年には東京金融先物取引所において金融先物市場が開設され、取引環境の整備が図られてきており、我が国における金融先物取引はこれまで順調に拡大してきている。

しかしながら、我が国の金融先物市場における取引が一商品に集中し事実上単一商品化していること、及び、取引手法等のインフラ整備が必ずしも十分でないこと、また、金融先物取引業者が破綻した場合の投資者保護の制度が十分ではないこと等の問題点も指摘されている。近年、海外市場においては、多様な商品の上場や取引時間の拡大、市場間の提携等の取引活性化の取組み等が積極的に進められ、我が国市場の相対的な地位の低下が懸念される中において、我が国市場の国際競争力を高め、内外投資者にとって魅力ある市場を育成するための方策について、早急に検討を行うことが必要である。

② 我が国の金融先物市場が果たすべき役割について考えれば、まず、円のマザーマーケットとして、内外投資者にとって魅力のある流動性の高い円商品を提供していくことが挙げられる。また、我が国市場が米国時間、欧州時間の間のアジア時間に位置することに鑑みれば、その時間帯における中核市場として、ニューヨーク、ロンドン並みの国際金融市場となることも求められる。我が国の金融先物市場がこうした役割を適切に果たすためには、市場の厚みを増大させるとともに、取引環境の改善を行い、内外投資者にとって利用しやすい市場の整備を図っていく必要がある。

(2) 市場の活性化

内外投資者にとって利用しやすい市場の第一条件は、ニーズに応じて自由な取引ができる市場の厚みである。新商品の開発はリスクが高く、海外市場においても上場・廃止が頻繁に繰り返されているのが現状であるが、多様化している内外投資者のニーズに的確に対応し、厚みのある市場の形成を図るためには、そのコストに配慮しつつも、積極的に新商品を開発・上場していくことが必要である。こうした観点からは、東京金融先物取引所において日本円短期金利先物に係るスプレッド取引（限月間の価格差の変化に着目した取引）に関する検討が進められ、98年中にも導入を実現することが期待される。

また、海外市場との提携の促進や経済指標の発表等に併せた弾力的な取引時間の延長等も、我が国金融先物市場における取引を活性化し、市場の厚みの増大に貢献するものであり、今後とも積極的な対応が求められる。

(3) 取引環境の整備

① 内外投資者にとって利用しやすい市場の育成の観点からは、我が国の金融先物市場における取引環境を改善し、国際標準と整合的なものとしていくことも重要な課題である。東京金融先物取引所に関しては、国内の他の取引所に先立ち、証拠金の効率的な計算方式を導入する等これまで積極的な対応がなされてきているが、更に、多様な形態の取引を可能とする国際標準的な取引手法の導入についてもできる限り早期に実現を図ることが期待される。

② また、95年のベアリング社の経営破綻は、我が国の金融先物取引に関する投資者保護措置の問題点を明らかにした。すなわち、我が国においては、海外市場のように、証拠金等の顧客財産が分別管理され、倒産法制上も保護される仕組みが確立されておらず、金融先物取引業者が破綻した場合に投資者が不測の損害を被るおそれが指摘されている。投資者の市場に対する信頼性を高め、我が国市場への参加を促す観点からは、速やかに適切な投資者保護措置の整備に向けた検討を進めることが求められる。

③ 内外投資者に対して魅力のある取引環境を整備する観点からは、取引に要するコストの軽減も重要な課題である。取引コストは、言語の違い等様々な要因の影響を受けるものであるが、取引の直接的なコストを見ると、東京金融先物取引所での取引に係る委託手数料に関しては、概ね国際競争力のある価格設定が行われている。他方、取

引所での金融先物・オプション取引に課される取引所税に関しては、これまでも軽減ないし非課税措置が講ぜられてきているものの、なお、国際競争力のある取引コストの形成の妨げとなっているとの指摘もあり、デリバティブ取引に係る課税のあり方も踏まえつつ、我が国市場の活性化及び国際的な整合性の確保の観点から、廃止も含め、そのあり方の積極的な見直しが求められる。

2. 短期金融市場の整備

(1) 基本的考え方

- ① 我が国の短期金融市場は、79年のCDの導入を皮切りに、無担保コール、TB、CP等の様々な市場が創設され、品揃えの面での多様化が図られてきたほか、取引慣行の見直し等の市場改善措置も講じられてきたことにより、順調にその規模を拡大し、効率性・透明性も高く、金利裁定も円滑に機能する市場に成長してきている。
- ② ただし、その一方で、我が国の短期金融市場に関しては、依然として、ア) 米国や英国の市場と比べれば指標性が高く厚みのある市場の形成が十分でない、イ) 我が国特有の制度や慣行により市場の効率性が損なわれていることがある、ウ) 資金決済システムの安全性確保の仕組みが十分でない、等の指摘もなされている。21世紀に向けて我が国の金融市場をニューヨーク、ロンドン並みの国際金融市場とすることを目指す観点からは、こうした課題についても積極的な検討・改善を行い、我が国短期金融市場をより安全かつ効率的で厚みのある市場とすることが求められる。

(2) 市場の厚みの増大

- ① 短期金融市場において、内外の市場参加者がいつでも十分な運用・調達を行うためには、市場に十分な厚みがあり、取引期間や取引主体の信用力に応じた確実な金利・価格形成がなされていることが必要となる。このためには、短期金融市場の中核となる商品の市場において、期間に応じた円滑で透明性の高い金利・価格形成がなされ、これが他の市場における金利・価格形成の指標となることが求められる。
- ② こうした指標性のある中核商品市場を育成する観点からは、米国と同様に、我が国においても、信用力が高く商品の均一性にも優れた「短期の国債」の市場の一層の拡大を図ることが重要な課題となる。この観点から、引き続きTB市場を拡大していくべきとの指摘や現在のFBの発行方式を見直すべきとの指摘がなされている。ただし、FBの発行方式については、国庫制度や財政制度も含めた幅広い観点から検討すべきことに留意が必要である。また、英国市場ではLIBORが指標となっていることに鑑みれば、日本円TIBOR (Tokyo Interbank Offered Rate) の指標性の向上も重要であり、コール市場におけるターム物の取引の活性化に向けた市場参加者による取引の促進が期待される。

(3) 市場の効率性の向上

- ① 効率的な金融市場においては、取引期間や信用力に応じた金利・価格形成が行われるが、実際の市場では、その商品に係る法制度や取引慣行、税制上の取扱い等の影響を受ける。内外の市場参加者が利用しやすい市場の整備を図るためには、国際的な整合性にも配慮しつつ、商品に係る制度、慣行、税制等についても我が国の短期金融市場の効率性の向上の観点からの徹底した見直しが必要である。
このうち、取引慣行に関する問題としては、コール取引における約束手形の授受や金利の計算方法、今後拡大が見込まれる現金担保付債券貸借市場における担保金の授受等の取引手法等について、国際的な整合性の観点から見直しが必要であるとの指摘もあり、市場参加者において早急に検討を進めることが期待される。
- ② また、税制は、市場における金利・価格の形成に大きな影響を有するものであり、特に短期の資金運用・調達の場である短期金融市場の発展にとって重要な課題である。このため、我が国金融システムの改革に併せた金融関係税制の検討の中で、課税の公平性の確保にも配慮しつつ短期金融市場の効率性の向上を図る観点から、積極的な検討がなされることが求められる。

(4) 市場の安全性の向上

短期金融市場における取引の資金決済の大半は、日本銀行の当座預金決済により行われるが、現在、その大半が時点ネット決済により処理されている。この方式は、資金効率に優れている反面、一の当事者の履行不能がシステム全体の決済の停止につながる危険があるとの指摘がなされている。先進諸国の多くが決済システムのリスク削

減のため、中央銀行決済システムの即時グロス決済（Real Time Gross Settlement、以下「RTGS」という。）化を実現していることも踏まえれば、我が国においても、短期金融市場の安全性の向上と国際的な整合性の確保の観点から、今世紀中にはRTGS化を図るべく、積極的に検討を進めていく必要がある。

ただし、日本銀行の当座預金決済のRTGS化は、安全性の向上に資する一方で、市場参加者は取引の都度資金の手当てが必要となり、短期金融市場における既存の取引秩序に大きな影響を与えるものである。このため、その検討に当たっては、短期金融市場における円滑な取引が阻害されたり、市場参加者に過大な負担を強いることとならないよう、十分な注意が必要であり、市場参加者の意見も踏まえつつ、円滑な実施に向けた具体的な対策の検討を行っていく必要がある。また、同時に市場参加者による新たな取引秩序の形成に向けた積極的な努力も期待される。

3. 会計制度の整備

銀行等のディスクロージャーを充実させることは、銀行等の経営の透明性を高め、市場規律により経営の自己規正を促すものであるとともに、預金者の自己責任原則の確立のための基盤としても重要である。ディスクロージャーに期待されるこうした機能が適切に果たされるためには、銀行等の経営内容がより正確に反映された財務諸表が作成されることがその前提であり、最近の経済・社会環境の変化、金融証券市場の国際化等に対応して適宜会計制度の改善が図られることが必要であると考えられる。

今般の金融システム改革においては、国際的調和の観点から整備すべき課題として、企業会計審議会において、連結財務諸表制度、金融商品等に係る会計基準の検討が行われているところであり、97年6月、「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」が取りまとめられたほか、その他の課題についても論点整理が行われている。

4. 金融機関等の利用者の保護

(1) 基本的考え方

今般の金融システム改革により多様化・高度化した金融サービスが利用者に提供されることとなることから、専門的な知識を持たない一般の利用者がこれらを安心して享受することができるよう体制を整備する必要がある。

金融機関等の利用者は、本来、契約自由の原則の下、契約の当事者として市場に参加することが原則であり、基本的には自己責任原則の下行動することが求められる。他方、個人の利用者が銀行、貸金業者をはじめとする金融機関等を利用する場合、その専門的知識や損失負担能力に限界があるなど、実際には、金融機関等に対して全く対等の立場にあるとはいえず、当事者間の取引関係を全てその自治に委ね、最終的には司法手続を通じてトラブルの処理を図ることとすれば、個人の利用者にとって、現実的には、費用等の面で著しい不利益が生じる場合があると考えられる。

こうしたことから、利用者が金融機関等を安心して利用できるようにするため、利用者保護のためのルールのあり方を検討する必要がある。

(2) 消費者信用に係る問題について

① 銀行等の消費者ローンに係る利用者の保護

個人利用者の保護という視点を重視する観点から、銀行等の消費者ローンについては、従来の通達を中心とした規制の形式で十分と考えられるかという問題があるほか、書面の交付など通達によっても規制が行われていないといった問題もあり、銀行等の消費者ローンに係る更なる行為規制について、今後所要の措置を講ずる必要がある。

② 貸金業者・割賦販売業者等の行う消費者信用に係る利用者の保護

「貸金業の規制等に関する法律」（以下「貸金業規制法」という。）や割賦販売法は、特定の業態や信用供与の形態に着目して規制する形式をとっており、消費者信用を行う全ての業態に対し横断的に規制するという形式をとっていないことから、業態や信用供与の形態により全く規制が課されていない、あるいは、規制の内容にアンバランスが生じている等の問題が指摘されている。

今後、消費者信用市場の一層の拡大が予想されること等から、消費者信用に係る利用者の保護を適切に図っていくためには、現行の貸金業規制法、割賦販売法の規制のあり方を見直し、その整合性を図っていく必要がある。

③ 信用情報の保護等を巡る問題

近年、多重債務問題の深刻化や信用情報機関の情報漏洩事件等の発生などが大きな問題となっており、こうした問題の対処方法の一つとして信用情報の保護とその有効な活用策が必要であると指摘されている。

この問題については、現在、大蔵省と通商産業省の共催の「個人信用情報保護・利

用の在り方に関する懇談会」において検討が行われており、その結論を踏まえ、所要の措置を講ずる必要がある。

④ 今後の検討

以上の消費者信用保護の諸施策については、今後検討を進めて97年度中に結論を得、速やかに所要の措置を講ずることが望ましい。その際、規制の対象が消費者信用という経済的に見れば同一の行為であり、同一の規制を課すことが望ましいことから、基本的には欧米の統一的な消費者信用保護法のように、消費者信用を行う全ての業態に対し横断的に適用される法制を構築することを視野に入れ検討すべきであると考えられる。

(3) カード業務について

カード業務に関しては、第三者によりカードが不正使用され、カード保持者が不当な損害を被るなどのトラブルに直面した場合、その処理を当事者間の契約に委ねておくだけで良いかという問題があり、今後、カード業務に係るルールのあり方等について検討を進めていく必要がある。

(4) 各種約款等について

銀行等との取引における各種約款については、例えば、約款等の写しの交付が必ずしも徹底されていない、また、条項によっては利用者にとって一方的、あるいは不明確であるという批判がある。今後、こうした指摘があることを踏まえ、銀行等と利用者との衡平の観点、利用者にとって契約関係をより明確に分かりやすくする観点から、銀行取引約定書、消費者ローンひな型等の各種約款等の見直しについて直ちに関係業者において検討が開始され、98年度中にも所要の措置が講ぜられることが必要であると考えられる。

(5) 銀行等における非預金商品取扱いに伴う利用者保護のあり方について

金融システム改革の進展に伴い、銀行等でリスクのある非預金商品の取扱いが増加することとなると考えられる。こうしたことから、銀行等において利用者が非預金商品と預金等を誤認することを防ぐ必要があり、両者の区別について利用者十分に説明する等のルール作りを97年度中に行うことが必要である。

なお、金融システム改革の今後の進展の中で、市場参加者に共通に適用される横断的なルールについての検討を進める必要があると考えられるが、その場合、上記の非預金商品取扱いに伴う利用者保護のための行為規制は、最終的にはこうした横断的なルールの中に包含されるものと考えられる。

(6) 苦情処理・紛争処理

今後、多様かつ複雑な商品が登場することに対応して、司法手続に至る前段階で簡便に苦情、紛争の処理を図るため、民間レベルで、利用者に信頼されるような苦情処理・紛争処理のための仕組みを整える必要があると考えられる。こうしたことから、既存の民間における苦情処理・紛争処理のための体制の見直しも含め、関係業者を中心として早急に検討が進められることが必要であると考えられる。

[次に進む]

[「我が国金融システム改革について」目次に戻る]

iii. 金融システムの健全性の確保

1. 早期是正措置の導入

(1) 基本的考え方

- ① バブル経済の発生・崩壊により銀行等は多額の不良債権を抱えることになったが、この背景には、金融自由化の進展により銀行等の抱えるリスクが増大したにもかかわらず、経営における自己責任意識の不徹底等から銀行等自身の経営の健全性確保が必ずしも十分でなかったことや、金融環境の激動期において、監督当局の従来の行政手法では銀行等の経営の健全性を早期にチェックし是正を求めることができなかつたことがあることは否定できない。
- ② こうした点を踏まえ、現在、我が国の金融行政においては、自己責任原則の徹底と市場規律に立脚した透明性の高い新しい行政への転換が進められつつあるが、先般の金融三法の成立を受け98年4月より導入されることとなった早期是正措置は、今後の新しい金融行政の中核的手法となると考えられる。
- ③ 早期是正措置は、監督当局が自己資本比率という客観的基準を用い、必要な是正措置命令を適時・適切に発動していくことにより、早め早めに銀行等の経営改善への取組みを促していこうとする新しい行政手法である。

(2) 制度の内容

- ① 本制度の内容については、「早期是正措置に関する検討会」（銀行局長の私的研究会）が、96年12月に「中間とりまとめ」を公表した。そこでは、早期是正措置導入の前提となる適正な財務諸表の作成のための方策と早期是正措置制度の骨格が示されており、具体的には、ア）是正措置の区分は3段階とする（第一区分：経営改善計画の作成・実施命令、第二区分：個別措置の実施命令、第三区分：業務停止命令）、イ）措置の発動基準となる自己資本比率は、海外に拠点を有する銀行等には「国際統一基準（BIS基準）」を用い、それ以外の銀行等には現行国内基準を国際統一基準の考え方に近づける方向で見直した「修正国内基準」を用いる、等の考え方が示されている。
- ② なお、中間とりまとめの中で今後の検討とされている貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準に関する割引現在価値の我が国への導入の問題については、現在、企業会計審議会において貸付金を含む金融商品の会計処理基準の検討が進められており、98年夏頃までに最終とりまとめを行うこととされている。

2. 決済リスクの削減策の強化

(1) 決済システムのリスク削減

- ① 銀行等の間の競争が活発化することに伴い、信用力やリスク管理能力に問題のある銀行等が経営破綻を来す事態が生ずることも想定されるが、こうした場合にも、金融システム全体の健全性は十分に確保される必要がある。このためには、一の銀行等の経営破綻が他の銀行等、ひいては金融システム全体に与える影響を最小限に止める体制の整備が重要である。
- ② こうした観点からは、前述の日本銀行当座預金決済のRTGS化の円滑かつ速やかな導入が求められるとともに、全国銀行データ通信システム（いわゆる全銀システム）や外国為替円決済制度等の民間決済システムについても、民間部門において、そのリスク削減策の強化に向けた取組みを一層促進していくことが期待される。

(2) 一括清算ネットティング契約の法的有効性の明確化

- ① 近年、デリバティブ取引等が急速に拡大する中で、取引の一方当事者が倒産した場合等に、一定範囲の取引から生じる履行期や通貨等を異にするものを含む全ての債権・債務を一括してネットアウトし、一本の残額債権を成立させる旨をあらかじめ取り決めておく、いわゆる「一括清算ネットティング契約」の採用が世界的に一般化している。こうした契約は、取引相手方の経営破綻の影響を最小限のものに止めつつデリバティブ取引等を拡大する方策として、有効なものと考えられる。

- ② このような一括清算ネットィング契約に関しては、我が国においても倒産法制上有効なものであると解されているが、これまで判例がないことを理由として、法的有効性に対する疑義が完全には払拭されていないと指摘されることがある。金融システムの健全性の確保を徹底するとともに、我が国におけるデリバティブ取引等の金融取引の拡大と市場の活性化を図る観点からは、諸外国と同様、こうした懸念を立法措置により払拭し、その法的有効性を明確化することが適当であり、次期通常国会への法案の提出を目指して積極的な検討を行うことが望まれる。
-

[\[次に進む\]](#)

[\[「我が国金融システム改革について」目次に戻る\]](#)

V. 金融システム改革の進展に伴う法制面の課題

- (1) 今後、自由化の進展に伴い、従来の業態、業法の枠を超えた金融商品・サービスの導入が一層進むことが予想される。一方、現行法制では、金融商品・サービスは、担い手に対する規制も含めて各関係業法において業態別に規定される法体系となっており、規制の適用範囲が不十分であったり、類似の商品に対する規制内容が不整合である等の問題を生じている。この結果、投資者保護に支障を来すだけでなく、自由な商品設計が制約される等の問題が指摘されている。
- (2) こうした中、金融商品・サービスの多様化・高度化に対応した法制のあり方としては、当面、現行法体系の下で、金融システム改革のための必要な措置を早急に講ずることが必要であるが、それに加えて、金融システム改革の今後の進展の中で、多様な金融商品の登場、金融機関のリスク管理の確立、自己責任原則の浸透等の状況を見極めながら、従来のいわゆる業法中心の縦割りの枠組みを見直し、利用者の視点に立って、規制に係る負担の軽減にも配慮しつつ、市場参加者に共通に適用される横断的なルールを確立することが必要になってくると考えられる。
- (3) この点に関し、主要国中には包括的な投資業に関する法制が採用されている国もある。例えば、英国においては金融サービス法が存在し、フランス、ドイツにおいても、EU投資サービス指令を踏まえた法制度の整備が進みつつある。
他方、米国においては、証券関連の各法による規制を通じて投資者保護を図っているが、近年、多数の判例を通じて証券概念が幅広く解釈されており、これにより規制を広く及ぼし、投資者保護を図っている。
- (4) 本件についての今後の議論の進め方としては、直ちに検討を進めるべきであるとする意見と、より中期的な課題として検討していくべきであるとする意見とが出されたところであるが、いずれにせよ、幅広い金融サービスに対して統合的な規制を行う新しい法的な枠組み（いわゆる金融サービス法）を検討すべきであるという基本的な方向性については、概ね意見の一致が見られたところであり、今後、先進各国の例も参考にしながら、現行法制等との関係も含め、幅広く検討を進めていく必要がある。

(参考)

英国においては、ビッグバンと同時期（86年）に金融サービス法が制定され、同法では、投資業、投資物件を包括的に定義するとともに、詐欺的もしくは誤解を招く説明・行為の禁止等一般的な規則を定めている。また、業者に対する監督については、民間団体である証券投資委員会が行為規制の原則声明、コア・ルールを定め、さらに、各種自主規制機関による自主規制を通じて行うこととされている。

なお、先般、英国大蔵大臣が金融機関監督体制の改革案を発表し、将来的には自主規制団体による監督を廃止し、銀行監督権限を含めて証券投資委員会による監督に一本化することとしている。

また、欧州市場統合の中、EU投資サービス指令（88年）においては、投資業を行う者について域内単一免許等を定めるほか、投資業や投資物件を包括的に定義し、業者に対する共通の規制の国内法化に当たっての準則を設けている。これを受けて、フランスでは金融業務近代化法が成立（96年）し、ドイツでは信用制度法第6次改正案が、現在国会において審議されている。

他方、米国においては、証券法及び証券取引所法においてディスクロージャーを定めるとともに、インサイダー取引等について厳格な罰則をもって禁止するなど、市場における一般的な行為規制を規定しているが、同時に判例で証券法における証券概念を幅広く解釈するなど、規制を広く及ぼし、投資者保護を図る方向にある。また、業者についての規制については、証券取引所法、投資顧問法、投資会社法等において規定されている。

[\[次に進む\]](#)

[\[「我が国金融システム改革について」目次に戻る\]](#)

VI. 改革を進めるに当たって考慮すべき点

- (1) これまでの制度の見直しにおいても、各金融機関による自主的な経営改革が必ずしも進んでこなかったとの指摘があることに鑑み、今般の金融システム改革において自由化の遅れを取り戻し、利用者の立場に立った真に思い切った改革とするためには、2001年までのスケジュールを明示しつつ、実施していくことが重要である。また、その際には、98年4月に「外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律」が施行されることについても十分念頭に置きつつ進めていく必要がある。
- (2) また、この改革を進めるに当たっては、一方で、金融システムの安定を損なわないよう細心の注意を払っていくことが重要である。このため、先般整備されたいわゆる金融三法を最大限利用しつつ、金融システムの安定を図っていくと同時に、今般の改革の進展を展望しつつ、引き続き金融システム安定のための施策について更なる検討が進められることが望まれる。
- (3) 郵便貯金等公的金融については、経済社会情勢の変化等に応じ不断に見直していく必要がある。とりわけ、今般の金融システム改革の趣旨に鑑みれば、市場原理の徹底を図る観点からの検討が進められるべきである。しかしながら、この問題は単に金融制度の問題に止まらないものであるため、そのあり方等について調査会のみで検討を行うことは難しく、むしろ、調査会の場合には、民間分野で差し迫って解決を迫られている問題について検討を急ぎ、金融市場の活性化を図っていくことに優先的に取り組むべきではないかと考えられる。
なお、現在、郵便貯金等公的金融については、総理大臣直属の機関である行政改革会議においても議論されており、また、財政投融资については、資金運用審議会の懇談会において、制度・運営のあり方についての検討が97年2月より進められているところであり、こうした検討をはじめ、様々な場における本問題の論議が進展することを期待する。
- (4) 今回示す2001年までの改革の姿は、現時点における我が国金融をとりまく状況をもとに、早急に何らかの措置を講ずることが必要と考えられるものを取りまとめたものであり、今後、通信・情報技術の革新や金融機能の高度化等が一段と進展することを考えれば、必要に応じてプランを見直し、追加措置を検討していく必要がある。

[次に進む]

[「我が国金融システム改革について」目次に戻る]

VII. 結 び

我が国金融をとりまく環境に鑑みれば、今般の金融システム改革は、高齢化が急速に進む21世紀に向けて豊かで創造的な経済社会を構築するため、直ちに実行に移されなければならない課題であると考えられる。

このため、本答申においては、改革に必要な広範な事項について極力その実施時期を明示して提言を行っているところであり、こうした趣旨に鑑み、本答申に盛り込まれた種々の提言については、関係審議会による提言と併せ、政府において早急に実施されることが望まれる。

序においてもふれたように、金融機関による様々な不祥事の発生は極めて遺憾であり、金融機関経営のあり方を改めて問い直さなければならない。今後、金融システム改革において一層の自由化が進んでいく中で、こうした不祥事の再発を防止するためには、各金融機関自らに課せられた社会的責任と公共的使命を強く自覚し、企業としての倫理を徹底することが不可欠であり、金融機関の経営の基本ともいべき経営姿勢や経営管理を一から見直し、一刻も早い信頼回復に全力を挙げて取り組むことをここに再度要望して、本答申の結びとしたい。

[\[「我が国金融システム改革について」目次に戻る\]](#)